

添付書類（構造設備及び体制）

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名：社会医療法人 義順顕彰会

住 所：鹿児島県西之表市西之表 7463 番地

以下のとおり相違ありません。

施 設 名	種子島医療センター
施設の所在地	鹿児島県西之表市西之表 7463 番地
管轄保健所名	西之表保健所

1 診療科目

科 目	内 科	小 児 科	外 科	整 形 外 科	脳神経外科	眼 科
	耳鼻咽喉科	麻 酔 科	放 射 線 科	皮 膚 科	泌 尿 器 科	リハビリテーション科
	循環器内科	心 療 内 科	呼吸器内科	リウマチ科	消化器内科	肝 臓 内 科
	腎 臓 内 科	血 液 内 科	糖尿病内科	神経内科	消化器外科	肝臓・胆のう・膵臓科
	乳腺・甲状腺外科	救 急 科	科	科	科	科

2 許可病床数

一 般		療 養		結 核		精 神		感 染 症		合 計	
室	床	室	床	室	床	室	床	室	床	室	床
62	155							1	2	63	157

3 構造設備

(1) 総括表（該当する業務の区分及び所有する施設・設備等の□にチェックすること。）

業務の区分	施 設	設 備 等
☐ 救急医療	☐ 集中治療室	☐ 病床において酸素投与及び呼吸モニタリングが可能な設備
☐ 精神科救急医療	☐ 集中治療室（一部は陰圧化が可能なもの）	☐ 感染を判断するための検査機器
☐ 災害医療	☐ 母体胎児集中治療管理室	☐ 分娩監視装置
☒ 新興感染症発生・まん延時における医療	☐ 新生児集中治療管理室	☐ 新生児用呼吸循環監視装置
☒ ヘき地医療	☒ 診察室 ☒ 手術室 ☒ 処置室	☒ 超音波診断装置
☒ 病院	☒ 発熱患者等専用として使用可能な診察室 （プレハブ・簡易テント等を含む。）	☐ 新生児用人工換気装置
☐ ヘき地診療所	☒ 臨床検査施設 ☒ エックス線診療室	☐ 微量輸液装置 ☐ 保育器
☐ 周産期医療	☒ 調剤所 ☐ 保護室 ☐ 面会室	☒ 簡易ベッド ☐ 携帯用医療機器
☐ 小児救急医療	☐ 診察室（発熱）	☐ 個人防護具
	☐ 専用病床（ 床）	☐ 感染患者を隔離し動線確保に必要なパーテーション等
	☐ 優先的に使用される病床	☒ 食料 ☒ 飲料水 ☒ 医薬品
	☐ 陰圧病室（確保病床 床）	☒ 自家発電装置
	※医療措置協定による確保病床（ 床） の半数以上が陰圧病室内にあること。	☒ トリアージタグ
	☐ 個室病室	☒ 救急用自動車
	☒ 備蓄倉庫	☒ 広域災害・救急医療情報システム
	☐ ヘリポート（ ☐ 敷地内 ☐ 近接地）	☐ 新興感染症発生・まん延時の医療の提供において都道府県知事が求める機能に応じて必要となる設備 （ ）
	☒ 医師住宅 ☒ 看護師住宅	

- 「新興感染症発生・まん延時における医療」については、申請時に有していない施設又は設備がある場合において、医療措置協定を締結した日から３年を超えない範囲で当該協定を締結した病院の所在地の都道府県知事が適当と認めた期間内に当該施設又は設備について整備する計画（様式任意）がある場合は、これを添付するとともに、以下を記載すること。

「新興感染症発生・まん延時における医療」に係る施設又は設備の整備計画の概要

- ・施設整備計画
・・・・・・・・・・（○年○月完成予定）
- ・設備整備計画
・・・・・・・・・・（○年○月整備予定）

(2) 災害医療の確保に関する事業に係る病院の概要

区 分	構造の概要	耐震基準	用途の区分	室 数

(3) へき地医療拠点病院に医師を派遣する場合、又は開設するへき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合の当該病院の概要

病 院 名	施 設	へき地診療所からの入院患者の受入れ体制
	☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室 ☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室 ☐ 調剤所 ☐ 病床数 (床) ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	
	☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室 ☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室 ☐ 調剤所 ☐ 病床数 (床) ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	
	☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室 ☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室 ☐ 調剤所 ☐ 病床数 (床) ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	

※ へき地医療拠点病院に医師を派遣する病院にあつては、(1) 総括表の「施設」欄の記載と重複するため、本表

の「施設」欄は記載不要。

4 職種別従業員数

職種 人員	医師	歯科医師	薬剤師	診療放射線技師	歯科技工士	臨床検査技師	歯科衛生士	看護師	助産師	栄養士	理学療法士	作業療法士	臨床工学技士	事務職員	調理師	その他	計
定員	15.18		3					68		1							
実人員	30.34	0	3.75	8	0	4.6	0	102.95	0	5.75	22.4	13	6	43.4	0	63.93	304.12
内特殊関係者	2																

5 勤務体制

	体制	昼間（15時現在）		夜間（3時現在）		休日（15時現在）	
		専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任
医師	病院内	20		1		1	
	オンコール			1		1	
内 精神科医（再掲）	病院内						
	オンコール						
内 小児科医（再掲）	病院内	2					
	オンコール			1		1	
内 産婦人科医（再掲）	病院内						
	オンコール						
薬剤師	病院内	3					
	オンコール			1		1	
診療放射線技師	病院内	8					
	オンコール			1		1	
臨床検査技師	病院内	4					
	オンコール			1		1	
看護師	病院内	43		11		17	
	オンコール			1		1	
合 計	病院内	79		13		19	
	オンコール			6		6	
内 救急医療（再掲） （精神科救急医療含む）	病院内						
	オンコール						
内 周産期医療（再掲）	病院内						
	オンコール						
内 小児救急医療（再掲）	病院内						
	オンコール						

6 その他の体制

※「有無」について、有の場合は空欄に「○」を付すこと。

(1)精神科救急医療の場合のみ

・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第1号に基づく都道府県知事の指定の有無	
・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第3号に基づく常時勤務する指定医の人数	人

(2)災害医療の場合のみ

・ 災害派遣医療チーム（DMAT）の有無	
----------------------	--

(3)新興感染症発生・まん延時における医療の場合のみ

①感染症法第36条の3第1項に規定する医療措置協定であって、同項第1号に掲げる事項に係るものについて

次の措置を全て含む協定締結の有無 ・ 感染症法第36条の9第1項に規定する医療協定等措置のうち、都道府県知事の要請があった日から起算して7日以内に即応病床化し、かつ確保病床数が30床以上であることを内容に含んだ病床確保に係る措置 ・ 感染症法第36条の9第1項に規定する医療協定等措置のうち、都道府県知事の要請があった日から起算して7日以内に開始し、かつ1日当たり20人以上の診療を行うことを内容に含んだ発熱外来に係る措置 ・ 医療人材派遣に係る措置	○
--	---

②医療法第30条の12の6第1項に規定する協定について

・ 災害派遣医療チーム（DMAT）に係る協定締結の有無	
・ 災害派遣精神医療チーム（DPAT）に係る協定締結の有無	
・ 災害支援ナースに係る協定締結の有無	

※都道府県知事と締結した「医療措置協定」及び「医療法第30条の12の6第1項に規定する協定」を添付すること。

添付書類 1－1（救急医療）

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名：社会医療法人 義順顕彰会

住 所：鹿児島県西之表市西之表 7463 番地

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	種子島医療センター
病院の所在地	鹿児島県西之表市西之表 7463 番地
管轄保健所名	西之表保健所

〔時間外等加算割合〕

区 分	6 歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	40,005 件	5,526 件	A 45,531 件
内 時間外加算の算定件数	16 件	0 件	① 16 件
内 休日加算の算定件数	1,879 件	241 件	② 2,120 件
内 深夜加算の算定件数	399 件	26 件	③ 425 件
内 時間外加算の特例の算定件数	681 件	65 件	④ 746 件
時間外等加算割合 { (①+②+③+④) / A }			7.26%

（記載上の注意事項）

- 直近に終了した3会計年度における初診料（診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一区分番号A000に掲げるものをいう。）の算定件数を記載すること。

添付資料

- 時間外等加算件数明細表

時間外等加算件数明細表

(自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日)

区 分	6 歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	13,055 件	2,148 件	15,203 件
内 時間外加算の算定件数	7 件	0 件	7 件
内 休日加算の算定件数	614 件	75 件	689 件
内 深夜加算の算定件数	124 件	9 件	133 件
内 時間外加算の特例の算定件数	236 件	24 件	260 件

(自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 31 日)

区 分	6 歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	13,642 件	1,804 件	15,446 件
内 時間外加算の算定件数	4 件	0 件	4 件
内 休日加算の算定件数	650 件	101 件	751 件
内 深夜加算の算定件数	139 件	8 件	147 件
内 時間外加算の特例の算定件数	220 件	20 件	240 件

(自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 31 日)

区 分	6 歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	13,308 件	1,574 件	14,882 件
内 時間外加算の算定件数	5 件	0 件	5 件
内 休日加算の算定件数	615 件	65 件	680 件
内 深夜加算の算定件数	136 件	9 件	145 件
内 時間外加算の特例の算定件数	225 件	21 件	246 件

(合 計)

区 分	6 歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	40,005 件	5,526 件	45,531 件
内 時間外加算の算定件数	16 件	0 件	16 件
内 休日加算の算定件数	1,879 件	241 件	2,120 件
内 深夜加算の算定件数	399 件	26 件	425 件
内 時間外加算の特例の算定件数	681 件	65 件	746 件

(記載上の注意事項)

○ (合計) の表以外については、会計年度毎に記載すること。

「添付書類 1－2（救急医療）」

医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 5 号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名：社会医療法人 義順顕彰会

住 所：鹿児島県西之表市西之表 7463 番地

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	種子島医療センター
病院の所在地	鹿児島県西之表市西之表 7463 番地
管轄保健所名	西之表保健所

〔夜間等救急自動車等搬送件数〕

消防機関の救急自動車による搬送件数	①	2,155 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	②	0 件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	③	0 件
ヘリコプターによる搬送件数	④	0 件
合 計		2,155 件
3 会計年度平均		718 件
直近に終了した 3 会計年度に含まれる令和 2 年 2 月から令和 3 年 3 月までの月数 (A)		0 月
直近に終了した 3 会計年度に含まれる令和 3 年 4 月から令和 4 年 3 月までの月数 (B)		0 月
直近に終了した 3 会計年度中に国又は地方公共団体からの要請（新型コロナウイルスの発生又はまん延に起因するものに限る。以下同じ。）を受けて休業した日がない場合の基準値 ・ 救急医療については、 別添 1 中別表 1 上欄に掲げる月数（A）の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と別表 2 上欄に掲げる月数（B）の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数とを合計した数を 7 5 0 から控除した数 ・ 災害医療については、 別添 1 中別表 3 上欄に掲げる月数（A）の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と別表 4 上欄に掲げる月数（B）の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数とを合計した数を 6 0 0 から控除した数	⑤	200 件
直近に終了した 3 会計年度における国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数（※）	⑥	0 日

直近に終了した3会計年度中に国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合の基準値（⑤－⑥×2÷3）	0件
---	----

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した3会計年度における夜間（午後6時から翌日の午前8時までとし、休日を除く。）及び休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日及び年末年始の日（1月1日を除く12月29日から1月3日まで）及び土曜日又はその振替日）の救急搬送件数を記載すること。

※国又は地方公共団体からの要請により休業した日数

期間						日数	
年	月	日	～	年	月	日	日
年	月	日	～	年	月	日	日
年	月	日	～	年	月	日	日
年	月	日	～	年	月	日	日
年	月	日	～	年	月	日	日
年	月	日	～	年	月	日	日
通算日数						⑥	日

添付資料

- 夜間等救急自動車等搬送件数明細表
- 夜間等救急自動車等搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等の写し（患者の氏名及び住所に係る記載の部分については、消去等の処理をすること。））

夜間等救急自動車等搬送件数明細表

(自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	679 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	0 件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	0 件
ヘリコプターによる搬送件数	0 件
合計	679 件

(自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 31 日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	745 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	0 件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	0 件
ヘリコプターによる搬送件数	0 件
合計	745 件

(自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 31 日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	731 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	0 件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	0 件
ヘリコプターによる搬送件数	0 件
合計	731 件

(合 計)

消防機関の救急自動車による搬送件数	2,155 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	0 件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	0 件
ヘリコプターによる搬送件数	0 件

(記載上の注意事項)

○ (合計) の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類 4-1 (へき地医療)

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名：社会医療法人 義順顕彰会

住所：鹿児島県西之表市西之表 7463 番地

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	種子島医療センター へき地医療拠点病院の指定 （ <u>有</u> ・ 無 ）
病院の所在地	鹿児島県西之表市西之表 7463 番地
管轄保健所名	西之表保健所

〔へき地に所在する診療所に対する医師の延べ派遣日数〕

支援診療所名	派遣日数	派遣医師数	医師の延べ派遣日数
種子島産婦人科医院	107日間	3人	107人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
合 計			※ 107人日

〔国又は地方公共団体からの要請（新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するものに限る。以下同じ。）を受けて派遣を行うことができなかった日がある場合〕

期間							日数
年	月	日～	年	月	日		日
年	月	日～	年	月	日		日
年	月	日～	年	月	日		日
年	月	日～	年	月	日		日
年	月	日～	年	月	日		日
年	月	日～	年	月	日		日
通算日数							日

※ 「医師の延べ派遣日数」の合計欄は、53 人日以上（へき地医療拠点病院の指定を受けている社会医療法人にあっては、他の医療法人から医師の派遣を受けて行われたへき地診療所に対する医師の派遣の延べ派遣日数は除く。）であること。国又は地方公共団体からの要請を受けて派遣を行うことができなかった日がある場合は、（53 一国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかった日数）人日以上であること。（派遣を行うことができなかった日数が 1 月あたり 4 日を超える場合は、その月については当該日数を 4 日として計算することとする。）

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度におけるへき地に所在する診療所（当該医療法人が開設又は指定管理者として管理するものを除く。）に対する医師の延べ派遣日数を記載すること。
- 当該病院の所在地の都道府県において行っている医師派遣について記載すること。

添付資料

- 医師派遣明細表
- へき地に所在する診療所に対する医師の延べ派遣日数を証明する書類（支援診療所との協定書等の写し）

医師派遣明細表

派遣日又は派遣期間	派遣日数	派遣先（診療所名）	派遣医師数	医師の延べ派遣日数	受診可能診療科目
令和7年4月1日 ～令和7年4月30日	9日間	種子島産婦人科医院	2人	9人日	小児科
令和7年5月1日 ～令和7年5月31日	7日間	種子島産婦人科医院	2人	7人日	小児科
令和7年6月1日 ～令和7年6月30日	8日間	種子島産婦人科医院	2人	8人日	小児科
令和7年7月1日 ～令和7年7月31日	8日間	種子島産婦人科医院	2人	8人日	小児科
令和7年8月1日 ～令和7年8月31日	7日間	種子島産婦人科医院	2人	7人日	小児科
令和7年9月1日 ～令和7年9月30日	9日間	種子島産婦人科医院	2人	9人日	小児科
令和7年10月1日 ～令和7年10月31日	9日間	種子島産婦人科医院	2人	9人日	小児科
令和7年11月1日 ～令和7年11月31日	8日間	種子島産婦人科医院	2人	8人日	小児科
令和7年12月1日 ～令和7年12月31日	7日間	種子島産婦人科医院	2人	7人日	小児科
令和8年1月1日 ～令和8年1月31日	8日間	種子島産婦人科医院	2人	8人日	小児科
令和8年2月1日 ～令和8年2月28日	8日間	種子島産婦人科医院	2人	8人日	小児科

令和8年3月1日 ～令和8年3月31日	9日間	種子島産婦人科医院	2人	9人日	小児科
令和7年8月1日 ～令和7年8月31日	2日間	種子島産婦人科医院	1人	2人日	小児科
令和7年9月7日	1日間	種子島産婦人科医院	1人	1人日	小児科
令和7年11月5日	1日間	種子島産婦人科医院	1人	1人日	小児科
令和8年2月18日	1日間	種子島産婦人科医院	1人	1人日	小児科
令和8年3月22日	1日間	種子島産婦人科医院	1人	1人日	小児科
令和7年8月1日	1日間	種子島産婦人科医院	1人	1人日	麻酔科
令和7年6月1日 ～令和7年6月30日	2日間	種子島産婦人科医院	1人	2人日	麻酔科
令和8年2月18日	1日間	種子島産婦人科医院	1人	1人日	麻酔科
合 計	107日間	—	—	107人日	—

(記載上の注意事項)

- 派遣日は「令和○年○月○日」、派遣期間は「令和○年○月○日～令和○年○月○日」と記載すること。
- 受診可能診療科目は派遣医師が実際に診療できる科目を全て記載すること。